量産布団の絵柄の応用美術と著作権保護の成否（布団の絵柄事件）

【文 献 種 別】 判決／大阪高等裁判所
【裁判年月日】 令和 5 年 4 月 27 日
【事 件 番 号】 令和 4 年（ネ）第 745 号
【事　件　名】 損害賠償請求控訴事件
【裁 判 結 果】 控訴棄却
【参 照 法 令】 著作権法 2 条 1 項 1 号・2 条 2 項・10 条 1 項 4 号
【掲　載　誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25572848

国士舘大学教授 **本山雅弘**

事実の概要

布団の製造・販売等を行う控訴人Ｘは、訴外Ｐ$_1$（絵描師）より譲り受けた量産布団用の絵柄、すなわち「バラ模様とアラベスク模様を幾何学的に配置し、その背景に淡いトーンでダマスク模様を描いたデザイン（原審認定事実）」（本件絵柄）のデータを基に、布団生地に応じた色調調整や背景模様の一部変更を経た 4 種の絵柄（原告絵柄）を作成し、当該絵柄の掛布団や敷布団（原告商品）を、平成 26 年春以降に販売した。原告商品は、平成 29 年 5 月以降、ホームセンターを経営する被控訴人Ｙ$_1$にも納品された。Ｙ$_1$は、平成 29 年 7 月頃、自社ブランドの寝具商品の開発を企図し、被控訴人Ｙ$_2$および同Ｙ$_3$の関与のもと、原告絵柄に依拠して作成された絵柄で製造された布団（被告商品）を、平成 30 年 7 月以降、自社ホームセンターで販売した。

そこで、本件絵柄の著作権を有する旨主張するＸが、Ｙらに対し、原告絵柄の複製、頒布の差止め、同絵柄を複製等した寝具等の廃棄等を求めたのが本件である。原審（大津地判令 4・2・22）は、本件絵柄の著作物性を否定し、Ｘ請求を全部棄却したことから、Ｘが控訴した。

争点は、本件絵柄の応用美術としての著作物性の有無である。Ｘは、本件絵柄は、「人の睡眠を促進させる」という布団の実用的機能とは無関係であるゆえ分離可能であり、また、著作物たり得る創作性があるから、著作物性を肯定すべき旨主張した。これに対しＹらは、布団用途上の汚れ易さと洗濯の困難さゆえ、汚れが目立たないことも絵柄の実用的機能であり、本件絵柄はこの実用的機能から分離できず（Ｙ$_1$、Ｙ$_2$）、また、実用品のデザインは、当該実用品の物理的機能とは別に、当該実用品と不可分の装飾的機能を発揮しており、本件絵柄はこの機能から分離できないから（Ｙ$_3$）、著作物性を否定すべき旨主張した。

判決の要旨

本判決は、本件絵柄の応用美術の著作物性を否定し、Ｘ控訴を棄却した。以下には、本判決が、応用美術に特殊な保護基準を述べたと解される判示について、紙幅の関係上、後述の解説に要する範囲でのみ、紹介する。

1　応用美術の保護基準

「…産業上利用することができる意匠、すなわち、実用品に用いられるデザインについては、その創作的表現が、実用品としての産業上の利用を離れて、独立に美的鑑賞の対象となる美的特性を備えていない限り、著作権法が保護を予定している対象ではなく、同法 2 条 1 項 1 号の『美術の著作物』に当たらないというべきである。そして、ここで実用品としての産業上の利用を離れて、独立に美的鑑賞の対象となる美的特性を備えているといえるためには、当該実用品における創作的表現が、少なくとも実用目的のために制約されていることが明らかなものであってはならないというべきである。」

2　本件絵柄の保護可能性の検討

(1)　本件絵柄の生地からの分離観念の肯定

「本件絵柄それ自体は、…Ｐ$_1$によってパソコン上で制作された絵柄データであり、また、実用品である布団の生地など、量産衣料品の生地にプリ

ントされて用いられることを目的として制作された絵柄であるが、その絵柄自体は二次的平面物であり、生地にプリントされた状態になったとしても、プリントされた物品である生地から分離して観念することも容易である。」

(2)　絵柄の連続性ゆえの実用目的による制約

「しかし、本件絵柄は、その上辺と下辺、左辺と右辺が、これを並べた場合に模様が連続するように構成要素が配置され描かれており、これは、本件絵柄を基本単位として、上下左右に繰り返し展開して衣料製品（工業製品）に用いる大きな絵柄模様とするための工夫であると認められる（本件絵柄は、原告商品であるシングルサイズの敷布団では上下左右に連続して約 6 枚分…プリントされて全体に一体となった大きな絵柄模様を作り出すよう用いられている…。）から、この点において、その創作的表現が、実用目的によって制約されているといわなければならない。」

3　本件絵柄の著作物性の否定

「そうすると、本件絵柄における創作的表現は、その細部を区々に見る限りにおいて、美的表現を追求した作者の個性が表れていることを否定できないが、全体的に見れば、衣料製品（工業製品）の絵柄に用いるという実用目的によって制約されていることがむしろ明らかであるといえるから、実用品である衣料製品としての産業上の利用を離れて、独立に美的鑑賞の対象となる美的特性を備えているとはいえない。」

判例の解説

一　本件判旨の保護基準の外形的な特色

近時の裁判例に蓄積を指摘し得る、応用美術の保護に関するいわゆる分離可能性基準は、ファッションショー事件高判（知財高判平 26・8・28 判時 2238 号 91 頁）を嚆矢とし、著作権法 2 条 1 項 1 号の後段要件（美術範囲性）の解釈として、応用美術に特殊な「質的」基準を設け[1]、意匠権保護対象との調整を図ろうとする考え方と解される。

当事者双方の主張が同基準に基づくものと解される点に照らしても、判旨第 1 点（第 3 点）が、本件絵柄の著作物性の検討にあたり、「実用品としての産業上の利用を離れて、独立に美的鑑賞の対象となる美的特性を備えていない限り」と述べるのは、同基準の定式を判示したものと解される。

この本件判旨の基準において、分離把握の対象は、「美的鑑賞の対象となる美的特性」である。この点は、ファッションショー事件高判が、「実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握できるもの」と述べ、分離把握の対象を、「美的鑑賞の対象となる美的特性」と判示して以来、従来の裁判例の基準定式にも、概ね変化はない。

他方で、把握対象である「美的特性」を「何から」分離するかという、分離対象の捉え方に関しては、裁判例に照らしても既に議論の余地が指摘される[2]。この点、近時のグッドコア事件高判（知財高判令 3･6･29）やタコの滑り台事件高判（知財高判令 3・12・8）の分離可能性基準が、「機能からの分離」に言及するのに対し[3]、判旨第 1 点は、「実用品としての産業上の利用を離れ」と述べ、この「機能分離」の明示言及がみられない。さらに同判旨は、当該基準を、「実用目的のために制約」の有無に置き換えている。

近時展開をみる分離可能性基準の実践例とは解し難いが、過去の裁判例には、応用美術の保護基準について、「実用品の産業上の利用を離れ」、「少なくとも、実用目的のために…実質的制約を受けたものであってはならない」と述べたものもあり（大阪高判平 13・1・23［装飾街路灯事件］）、その基準定式には、置き換え部分も含めた判旨第 1 点との類似性も指摘できそうである。

では、本件判旨の示す基準が、応用美術（美的特性）の分離把握を検討する基準と解されるとして、その分離対象は、近時の裁判例の如く、それを応用美術の「機能」との関係で考察する基準とは、異なるものと解すべきであろうか。

ファッションショー事件高判の分離可能性基準は、分離対象を、「実用目的に必要な構成」と判示したが、これは「実用的機能」と同義と解することが可能である[4]。そして、同高判の「実用目的に必要な構成」と、本件判旨の置換基準である「実用目的のために制約」との間には、論理的に有意な差は見出し難いであろう。すると、本件判旨の基準にしても、その分離対象をファッションショー事件高判と同様に実用的機能と解し、すなわち「機能からの分離」を検討する基準と解しても、同判旨の理解として矛盾は生じないであろう。

二　これまでの分離可能性基準の展開と類型

では、本件判旨は、応用美術の実用的機能について分離可能性を検討する従来の裁判例との関係で、いかなる位置づけが可能であろうか。

これまでの分離可能性基準は、その実質的内容を類型的に整理すれば、以下の通り、美的機能排除論、物的機能不要論および相対評価論に整理できるものと思われる[5)]。

まず、ファッションショー事件高判が示した、実用的な美的機能排除論ともいうべき考え方である。すなわち、同高判が分離可能性を否定した応用美術とは、モデルが装着する化粧や衣服等の選択・組合せによる美的要素であり、特定の実用品の物的用途や当該用途に由来する物的機能による制約とは、ほぼ無関係の美的要素であった。要するに、同高判の分離可能性基準は、応用美術の装飾的な美的機能のゆえに分離を否定し、美的機能を分離対象たる実用的機能に含める考え方であったと解される[6)]。本件Y_3が、布団の物理的機能とは別に、本件絵柄の装飾的機能を理由に分離を否定するのも、これと同様の立場と思われる。

つぎに、タコの滑り台事件高判が示した、物的機能不要論ともいうべき考え方である。すなわち、同高判は、滑り台の天蓋部分の美的機能（タコの頭部を連想）については、滑り台の用途達成に不要な構成として分離肯定する一方で、スライダー部分の美的機能（タコの脚を連想）については、物品の用途達成に必要な構成として分離を否定している。要するに、同高判の分離可能性基準は、美的機能排除論とは異なり、当該美的機能について、物品用途に由来する物的機能との関係を検討し、当該物的機能に「不要」な美的機能を分離肯定する考え方であったと解される。本件Xが、布団の睡眠促進の物的機能との関係で本件絵柄の分離を肯定するのも、これと同様の立場と思われる。

さらに、グッドコア事件高判が示した、物的機能と美的機能との相対評価論ともいうべき考え方である[7)]。すなわち、同高判は、姿勢保持具の形態に美的機能（「美しいと感じさせる」）を認め、かつ、当該美的機能が、保持具の物的機能には犠牲を強いる（「機能的な面で犠牲を払った」）関係にあり、当該物的機能には「不要」な構成と評価できるにもかかわらず、当該美的機能の分離を否定している。要するに、同高判の分離可能性基準は、応用美術に関して、物的機能との関係での「要・不要」論あるいは物的機能と美的機能との二元的・択一的な評価を行う発想ではなく、応用美術の物的機能と美的機能とを一元的・併存的に捉えたうえで、当該物品の取引価値の観点から、両機能の相対的な「優位・劣位」を検討する発想として、捉えることが可能である[8)]。

三　本件判旨の分離可能性基準の解釈

1　物的機能不要論・美的機能排除論との相違

判旨第３点の結論は、本件絵柄の著作物性を否定するものである。すると、Xの物的機能不要論の立場、すなわち、布団の物的用途（睡眠促進）に由来する物的機能に着目し、当該機能との分離を理由に本件絵柄の著作物性を肯定する立場を、本件判旨が採用していないことは明らかだろう。このような理解は、判旨第２点 (1) が、生地という物品との関係で、衣料品の外被構成という物的機能から「分離して観念することも容易」だとする本件絵柄について、結論的に分離否定する本件判旨とも、整合しよう。

他方で、判旨第２点 (2) が、本件絵柄の創作的表現に関し、判旨にいう「実用目的によって制約」を肯定し、実用的機能からの分離を否定する根拠は、本件絵柄の連続性という特色である。その否定根拠には、Y_3主張のような本件絵柄の装飾的機能の判示はみられない。すると、本件判旨が美的機能排除論の立場から本件絵柄の分離否定を導いたと解することも、やはり困難だろう。

2　本件絵柄の物的機能と美的機能

判旨第２点 (2) が分離を否定する根拠は、本件絵柄の連続性、すなわち、「本件絵柄を基本単位として、上下左右に繰り返し展開して衣料製品（工業製品）に用いる大きな絵柄模様とするための工夫」である。この「工夫」のゆえに、本件絵柄を一定枚数上下左右に配置すると、特定サイズの布団の全体絵柄が完成するというのである。

絵柄の連続性は、画一的な形態の量産品を生産するうえで、極めて有効な絵柄表現の手法であると解される。例えば、衣料品は生地を縫い合わせて製品化されるが、衣料品のサイズにより生地の使用枚数が異なる場合でも、絵柄の連続性により、形態の全体印象を共通にする衣料品の量産が可能になる（判旨認定の通り）。また、同サイズの衣料品でも、例えば、衣服の身頃、襟、袖等の縫い合わせ部分に多少の絵柄のズレが生じても、やはり、

形態の全体印象を共通にする衣料品の量産が可能になる。つまり、絵柄の連続性は、多様なサイズの衣料品を、生地の接合部分の細部の絵柄のズレに頓着することなく、同一商品として量産可能にするための基本的な表現方法であるといえる。

すると、絵柄の連続性には、画一的な形態の量産品を生産し、物的に成立させる機能が認められ、それは、当該量産品を生産可能とするうえで本質的な物的機能と解される。特に、本件商品のような全体柄構成の物品を、画一的な形態で量産するには、必須の物的機能とも解される。

他方で、絵柄の連続性は、本件絵柄の美的機能とは解し難いだろう。絵柄の連続性それ自体は、個々の絵柄の美的構成の如何に関わらず、したがって、その美的印象の相違に関係なく、量産品生産を可能にする機能を発揮し得るからである。

反対に、連続絵柄の美的機能は、連続性それ自体ではなく、連続柄を構成する個々の単位柄の表現とその枚数の点に、見出し得るとも考えられる。というのも、単位柄の表現が異なれば連続絵柄の美的印象は異なったものと把握されるだろうし、単位柄の枚数が異なれば、全体サイズという物的機能の相違のみならず、外観上の美的印象の相違ももたらすと考えられるからである。

3　相対評価論との整合性

すると、絵柄の連続性を、本件絵柄の物的機能と解することが妥当とすれば、本件判旨が本件絵柄の分離を否定した結論は、分離可能性基準の相対評価論の考え方を用いることによって、整合的に理解できるように思われる。

すなわち、本件絵柄には、絵柄の連続性という物的機能と、個々の単位絵柄の美的機能とが認め得るところ、単位絵柄は本件絵柄の全体的な美的印象を決定づけており、その点で、単位絵柄の美的機能は、本件商品の取引価値に寄与していると解される。しかし、絵柄の連続性という物的機能は、本件商品の量産化を可能にする機能であり、本件商品の取引価値の発生に本質的な機能とも解されるのであるから、この絵柄の連続性という物的機能が、個々の単位絵柄やその全体的なまとまりにおける美的機能を凌駕して、相対優位に、当該商品の取引価値を決定づけていると解される。

したがって、本件絵柄の物的機能が、本件商品の取引価値の観点で、その美的機能に相対的に優位すると解されるから、結論として、本件絵柄の美的機能の分離は否定される、すなわち、判旨にいう「実用目的によって制約」基準が肯定されることになるのであろう。

四　本判決の意義

本判決は、これを、従来の裁判例における分離可能性基準の展開の中に位置づけるならば、理論的には、その相対評価論の立場から、本件絵柄の物的機能（連続性）がその美的機能（単位柄表現等）に対し、量産布団の取引価値の観点で相対的に優位することを根拠に、「美的特性」の分離を否定した事例と解することもできよう。また、本件絵柄の物的機能（連続性）が量産実用品の商品化に本質的である点に照らし、その著作権保護を否定した結論も、妥当であったといえよう。

もちろん、本判決に相対評価論が明示的に展開されるわけではないが、仮に、上記のような捉え方を可能とすれば、その保護基準は、応用美術に一元的に併存する物的機能と美的機能との相対評価の基準と解されるのであるから、その基準の実質は、特定の「機能」からの「分離」を検討する美的機能排除論と物的機能不要論とは、理論的に一線を画すものと見ることも可能であろう。

●――注

1）設樂隆一「応用美術についての一考察――知財高裁ファッションショー事件を契機として」野村豊弘先生古稀記念論文集『知的財産・コンピュータと法』（商事法務、2016 年）288 頁。

2）國分隆文「著作権侵害訴訟における著作物性の主張・立証に関する一考察」知的財産紛争の最前線 8 号（L&T 別冊）（2022 年）81 頁。

3）グッドコア事件高判は「実用的な機能と分離」と判示し、タコの滑り台事件高判は「機能に係る構成と分離」と判示している。

4）設樂・前掲注 1）288 頁。

5）詳細な考察は、本山雅弘「判例研究〔グッドコア事件〕：応用美術の保護基準――定式としての分離可能性基準とその実質的内容の検討」L&T100 号（2023 年）88～94 頁。

6）同様の美的機能排除論を指摘し得る裁判例として、東京地判平 28・4・21 判時 2340 号 104 頁［ゴルフシャフト事件］、大阪地判平 29・1・19［Chamois 事件］、東京地判令 3・4・28 判時 2514 号 110 頁［タコの滑り台事件］。

7）相対評価論の検討の試みとして、本山雅弘「応用美術の美的機能と著作権法による保護――分離可能性基準と『2 つの応用美術問題』をめぐって」コピライト 740 号（2022 年）15 頁以下。

8）本山・前掲注 5）92～93 頁。